

諮 問 第 578 号

環保企発第2206278号

令和4年6月27日

中央環境審議会会長

高村 ゆかり 殿

環境大臣

山口 壯

(公印省略)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置につ
いて（諮問）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第56条
第1項第1号の規定に基づき、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附
属書改正に係る同法に基づく追加措置について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成13年5月に採択された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以
下「ストックホルム条約」という。）は、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境
を保護することを目的として、残留性有機汚染物質の製造及び輸出入、使用等に係る
規制等について規定した条約である。我が国は、平成14年8月、本条約を締結した。
これまで、本条約で意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、又は廃絶するた
めの措置が必要な残留性有機汚染物質として規定されている物質については、化学物
質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）に基づき、法第2条
第2項に規定する第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入、使用及びこれらを含む
製品の輸入を禁止する措置を講じてきたところである。

本年6月に開催されたストックホルム条約第10回締約国会議において附属書の改正
が決定され、新たにペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS

関連物質が同条約の附属書A（廃絶）の対象に追加された。ついては、我が国として条約の遵守に不可欠な措置を講じるため、法第2条第2項、第24条第1項、第25条及び第28条第2項の政令の改正の立案をしようとするときとして、法第56条第1項第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮 問 第 635 号
環 保 安 発 第 2507143 号
令 和 7 年 7 月 14 日

中央環境審議会会長
大塚 直 殿

環境大臣臨時代理
国 務 大 臣 小 泉 進 次 郎

八：二フルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について（諮問）

標記について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「八：二フルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

令和 7 年 1 月 10 日に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）の第一種特定化学物質に指定された「八：二フルオロテロマーアルコール」について、事業者からの使用事業廃止の報告や業界団体へのヒアリング等により、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤以外の用途での使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されている。

よって、八：二フルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について、法第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。